

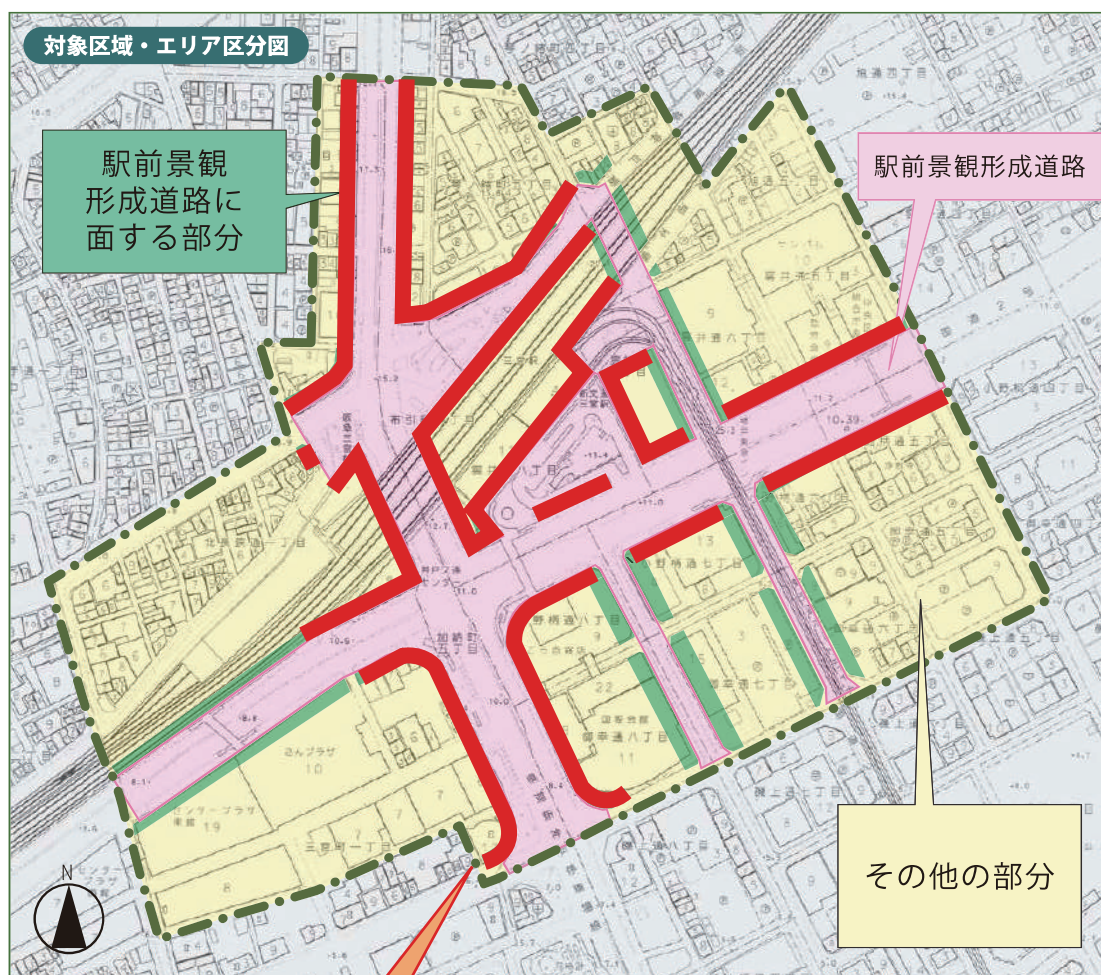
屋外広告物ガイドラインにおける具体基準内規

三宮駅前景観形成連絡協議会では、これまでの協議実績の蓄積を基に、屋外広告物掲出にあたっての具体基準内規を設けました。下記内規をご理解の上、掲出デザインをご検討願います。

ガイドライン該当箇所		具体基準 (内規)
項目	ルール項目	具体基準項目
共通事項	① 地区の特性にあったセンスの良いデザインとする 色数を少なくし、原色の組み合わせを避ける 色の彩度を低くし、調和を図る 文字を少なくし、縦書き横書きを混在しない 地区の特性を損なわない書体を用いる	○赤系統R(レッド)/RP(レッドパープル)は彩度12以下とする。ただし、面積が盤面の3割以下であって、複数色(彩度0相当を除く)を使用していない場合は認める ○緑系統G(グリーン)の彩度6以下とする ○黄系統Y(イエロー)は彩度10以下とする ※駐車場の広告物は別途基準を検討中 ※色彩の基準はマンセル値で表記
	② 六甲山への眺望に配慮した形態・色彩とする	
項目	ルール項目	具体基準項目
形式別事項	⑬ 建物との一体化を図り、過度に大きくしない	○建物高さの1/5以下、かつ、6m以下 ただし、建物高さ5m未満の建物の場合、意匠その他に配慮した広告物は最大1mまで緩和できる ○建物外壁の面積の1/5以下 ＜自家用＞ ○建物幅と合わせる ＜自家用以外＞ ○広告物幅が広告物高さの2倍までの場合、建物幅と合わせる ○2倍を超える場合、建物幅の4/5以下とする
		⑮ 建物壁面と調和した色彩とする
	-	○表示率は30%以下とする ※表示率とは文字と商品等が盤面に占める割合を示す
	⑯ 建物との一体化を図り、過度に大きくしない	○同一側壁面積の1/5以下 (広告物の合計)
-		○道路に面しない壁面には掲出しない ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものを除く
突出広告物	⑲ 建物との一体化を図り、過度に大きくしない	○1道路につき1個以下 ただし、建物の三階床高さ以下の部分に掲出する場合で、広告物の高さが1m未満のものは除く ○掲出位置は、取り付け壁面の高さ以下とする(道路上でないものも含み、すべての突出広告物について)広告物の下端が地上2.5m以上とする ○広告物の幅は1m以下、かつ建物からの突出幅は1.2m以下 ○20㎡以下

※上記内容は、令和4年1月12日現在の決定事項であり、最新の具体基準内規に追加変更事項がないか、事務局にご確認ください

具体基準内規適用区域



具体基準内規適用区域

<凡例>

○三宮駅前屋外広告物ガイドライン

■ ガイドライン対象区域

■ 具体基準内規適用区域 (上図の赤線で表した道路沿いの敷地)

※地域の実情に照らし合わせて、具体基準内規の運用について個別に判断する場合がありますので、必ず当協議会との事前協議をお願いします